

# 第1回真岡市公共料金審議会会議録

日 時：令和7年10月21日（火）  
午前10時  
場 所：真岡市役所404・405会議室

質問者：公共料金審議会委員（以下委員）

回答者：真岡市上下水道課職員（以下職員）

## （1）審議会に諮問する概要について

（職員による審議会概要説明）

（質疑応答なし）

## （2）水道事業の概要について

（職員による説明 資料1）

○委員：石法寺浄水場の令和5年に工事をした11号12号の2つの取水井は、下籠谷の土地に設置したものか、また地下何メートルまでボーリングしてあるのか。それとその近辺に対しての取水を行って、他の地区内の井戸水が減るなど住民生活への影響はないのか。

○職員：まず11号、12号の井戸につきましては、深さがそれぞれ33メートル。取水をする影響としましては、月に1回、近辺の地下水の調査を行っており、水位の増減がないかというのを確認しており、今のところは特に水位の変化は見られておりません。設置した場所は下籠谷の土地改良記念碑のところに入った場所です。

○委員：33メートルは浅いと思うが。

○職員：ほかの取水井は45メートルとか深いところもあるのですが、ここは33メートルです。

○委員：33メートルであれば地域に支障はないか。

○職員：支障はございません。

○委員：15ページの水道の業務量の中で年間総配水量と年間総有収水量の差があり、

100%にならないが、そこの料金の対象とならないものはどんなものなのかな。

○職員：漏水したものは道路に上がってくれれば分かるのですが、どこか地下の分からないところで本管から漏水しているとか、給水管から漏水しているとか、そういうものがあるので100%にはなかなかならないような状況です。

### (3) 下水道事業の概要について

(職員による説明 資料2)

○委員：下水道施設の状況で、埼玉県で大規模な下水管の事故があり、新聞にも出ていたように国の指示で一斉点検をやったと思うが、真岡市の現状はどうなのか。また、耐用年数50年というが、50年を経たずして埼玉県の陥没事故のように崩れる可能性はあるのか。

○職員：まず、埼玉県八潮市の道路陥没事故のような状況が今真岡市にあるのかどうか、またどのような調査をしたのかというところですが、道路陥没の可能性というのは、結局、污水管の老朽化、あとは污水管の上部に空隙ができたりとか、そういう状況がある場合に陥没が起きるという状態です。その兆候といたしまして、道路の舗装表面にある程度のへこみやひび割れが出てくるものであります。八潮の陥没事故の直後に、真岡市内の污水幹線が主に埋まっている道路につきまして、目視で調査をいたしました。その結果、陥没の兆候はありませんでしたので、今のところ陥没の危険性はないと考えております。このほか真岡市では、5年に1度の間隔ですべての污水管について目視で調査をしております。5年に1度の調査におきましても、陥没の兆候等が強く出ているものはありませんでした。もし、管路に不具合等がある場合は速やかに補修しております。今のところ真岡市においては、陥没事故の危険性はないと考えております。

○委員：耐用年数が50年だから50年もつということでいいのか、それともやっぱり何らかの影響で50年以下でも交換せざるをえないような事態が発生するのか、どのように考えているか。

○職員：50年より前に壊れるとか、そういう状況は当然あると思われます。それは、下水管の破損とか、そういう劣化に関しては、硫化水素などの影響により下水管を構成するコンクリートなどが劣化していく状況があります。ただ、国で決められている法定点検があり、そのような硫化水素が発生するような場所につきましては、5年に1度検査・調査をするようになっており、真岡市につきましてはすべての管渠を5年に1度調査している状況です。もし硫化水素で劣化したような管があったと場合は、陥没が起きる前に発見し、対応することが可能と考えております。

○委員：現在浄化槽を使っているような地区は今後も浄化槽を使っていくということか。

○職員：お配りしました資料の図面上で、浄化槽の区域が無着色の白い部分になるのですが、現状では、今お使いのエリアはこのままという形で考えております。

○委員：もし、浄化槽が個人のお宅で壊れた場合には、補助金を出したりなどの対応はしているのか。それによって料金的なところが変わったりはないのか。

○職員：浄化槽の管理につきましては、あくまで個人の方々の管理になりますので、設置するときの補助金はあるのですが、その後の修繕などの補助はありません。今回の料金に反映するという問題とはまた別の話になりますので、そこは切り離していただいたほうがよいかと思います。

○委員：污水管や雨水管という話が出ているが、基本的に道路に埋まっているやつという認識でよいか。

○職員：おっしゃるとおりで、道路の中に埋まっている円形や四角形の管のことを指しております。なかには開渠とかオープンの水路もありますが、基本的にはそういったもの、道路の中に埋まっているものというご認識でよろしいかと思います。

#### (4) 水道事業及び下水道事業の経営状況について

(職員による説明 資料3)

○委員：会計について、独立採算制を主張されているが、公共性の高い事業にこだわる背景や独立採算制になった経緯をご説明いただければ分かりやすいと思うので説明願いたい。

○職員：独立採算制になった経緯について、まず水道事業はもともと独立採算制ということで、国の水道法などの規則に基づき運営しております。下水道は令和2年度に一般会計から切り離され、独立採算制を目指して水道事業と同じように公営企業ということになりました。ただ一般の企業とは違って公営なので、不採算地域である山であったり、採算がとれない地域でも管を伸ばして水道を作ったり下水管を布設したりが必要となります。特に下水に関しては施設が大きいものなので、もともと自分たちで採算をとれるような状況ではなかったために赤字体系のままになっている状況ではあります。

○委員：赤字補填分は市の一般会計で予算化されているのか。市でも税金を使うっていうことは見越されているものなのかな。

○職員：一般会計からの負担金等につきましては、次年度予算要求の段階でどの程度料金収入に不足が見込まれるか財政部局と協議をした上で、予算化しているもの

です。

○委員：上水、下水ともに、有収率が現在 80%台後半のものを 90%台にするために、作った分をたくさん使っていただいたら、下水に関しても収量をあげたほうが 1%でも 2%でも上げられるのではないか。先ほど、上水下水の両方から説明があったが、漏水などで問題を解決していいのか、何かいい方法があるのであればそこは検討してみるべきではないか。人口減少で使用料が減るというのでは分かるが、逆にそれに応じた規模で施設等の改修を進めた方がいいのではないかと思うがどうか。

○職員：まず水道については、有収率が 87.4% ということでやっております。県内の中でも 80% を超えているのは上位だと思われますが、有収率を上げるために、水道課でも地域ごとに漏水の調査をやりながら、水が漏れているところがあれば 3 日以内に修繕をして漏水を無くす努力をしています。ただ、なかなか地表に上がりきっていない部分を調査したり、真岡市一体を確認するのもなかなか困難な状況ではありますが、修繕に関しては 3 日以内に行い、施設に関してこれから老朽化とかしていくものに関して、今後どのように縮小するべきかということで支出も抑えるようなことも今後計画していこうと考えているところであります。収入に関しても支出に関しても、両方に関して水道課内で様々な検討をしていく方向であります。

下水道に関しては、水道の説明と逆になるのですが、水道は漏水ということで外に出てしまう水、下水道は管の中に外から侵入してしまう水、これが不明水というものになりますが、対策としましては先ほど維持管理の関係で、調査をして修繕をしているというお話をさせていただきましたとおり、毎年、カメラ調査や目視調査をした結果で、侵入水が認められた場合には、速やかに止水する工事等を行って、それを継続していくことで、不明水が減るということで有収率が上がっていくこととなります。どうしてもこれだけの大規模な施設のため、100% っていうのはなかなか難しいところであり、全国的にもこの程度の有収率が、平均的な部分ということで考えております。

○委員：意見として聞いていただきたいが、今回、上下水道の説明を色々聞いたが、料金を上げるということについては誰しもすでに抵抗を感じると思っている。生活上なくてはならない水なので、今回上下水道についての経営状況を聞いてみると、施設の老朽化、更新に対しては確かにお金がかかる、人口減少によって収入も少なくなる。これについて様々なことを考慮すれば料金に対してメスを入れなくてはならないかなと感じている。独立採算事業として早急に委員のみなさんに理解を求めていくべきだと思う。

○委員：有収率とはまた別だと思うのですが、真岡市では上下水道料金を一緒に払っていますが、その料金の一般的な回収状況として何% ぐらい支払っていただいているのか。逆に、払っていない人は電気ガスは止まるけど水道は最後だっていう話も聞くので、その辺を踏まえて料金の回収状況をお伺いしたい。

○職員：上下水道料金の何%回収しているかについてですが、水道料金に関しては96%とか97%の資金の回収はしております。電気やガスは止まってしまって、水は最後というようなお話もありますが、支払いをしていただけない方に関しては水道を止めております。そういういたところで、回収率も100%までにはなかなか届かないが、96%、97%を維持しています。回収できないものに関しては、個別訪問を実施するなどして回収しております。

下水道につきましては、令和6年度決算で現年度分の徴収率は96%の回収率となっております。過年度分としてまた徴収をしていくのですが、最終的には時効になる前に99%以上の回収をさせていただいております。

以上